

八幡浜市地域おこし協力隊 募集要項

八幡浜市は四国・愛媛県の南西部にあります。

北は瀬戸内海、西は太平洋の黒潮が流れ込む宇和海に面し、四国有数の魚市場には豊富な魚が水揚げされ、3つの太陽が降り注ぐ段々畑では、国内有数の美味しいみかんが育ちます。

海と山の色が鮮やかな対照をなす、自然豊かでコンパクトなまちです。

しかし、他の地方都市と同じく、高校卒業後に就職や進学で都市圏へ若者が流出し、少子高齢化による人口減少が加速しています。

そこで、意欲のある地域外からの人材を積極的に受入れ、新たな視点・発想により八幡浜市の地域資源等の魅力を再発見し、八幡浜市の全国的な知名度、認知度を向上させる活動を行うとともに、八幡浜市を盛り上げてくれるための地域おこし協力隊を募集します。



1 募集人員

2名

- ひづちひがし 日土東地区（山間） (1名) フリーミッション型
- 八幡浜版 DMO の事業推進業務 (1名) ミッション型

※詳細は、「3・配置先及び活動内容」をご覧ください。

2 応募要件

年齢	平成31年4月1日現在で、年齢が満20歳以上の方
性別	問いません
居住地要件	<p>三大都市圏をはじめとする都市地域、または地方都市（過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に指定された条件不利地域以外の地域）に住所を有し、採用後八幡浜市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方（Uターン等も可能）</p> <p>※上記の「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法及び半島振興法に指定された地域以外の地域並びに法指定地域以外の都市を言います。</p> <p>※対象地域については総務省の地域おこし協力隊の地域要件をご確認ください。</p> <p>検索 総務省HPより「地域おこし協力隊 地域要件」で検索</p>

その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 任期終了後は、八幡浜市で起業また就職等により定住する意思がある方 ● 心身ともに健康である方 ● 普通自動車運転免許を有し、実際に運転が可能な方 ● 地域住民とともに地域活性化に取り組み、地域を元気にする意欲のある方 ● 土日及び祝日の行事参加や夜間の会など、不規則な勤務に対応できる方 ● パソコンを使用できる方
-----	--

3 配置先及び活動内容

配置先の概要及び主な活動内容・募集人数は本表のとおりとします。 ※人口：H30.4月時点

配置先等	配置先の概要	主な業務	募集人員
<small>ひづちひがし</small> 日土東地区 (山間部) 人口 385 人 世帯数 171	<p>日土東地区は市の北部に位置し、多くの人家が谷筋に沿って点在する典型的な山里です。高齢化率は 42%強と、隊員募集地区の中では比較的若い地域ですが、学校も閉校となり、通学・結婚などを機に地域を離れる人も増えています。昔から地域活動が盛んで、地域の資源を生かした様々な取り組みが、現在も住民の方々の手でなされています。平成 30 年 3 月で任期満了した女性隊員は、任期中に地元の若手住民と団体を立ち上げ、交流人口増加につながるイベントを任期後も続けています。引きつづき住民と一緒に地域を元気にする活動を行う隊員を募集します。</p> <p>※女性隊員が任期満了し定住</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を生かした観光レジャーの提案 ・情報発信 ・高齢者の健康・生きがいをづくり支援 ・交流人口に対する支援 ・地域の人々と一緒になって地域を元気にする活動 (フリーミッション型) 	1 名
八幡浜版 DMO の事業推進業務 (商工観光課)	<p>現在八幡浜市では、“観光を通したまちづくり”を推進するため、八幡浜版 DMO を新規に立ち上げる予定です。具体的には、地域限定旅行業等の収益事業を行う一般社団法人を新たに設立し、市内の旅行・観光関係団体・企業等と連携しながら、着地型観光の基盤整備を推進していきます。その新しい取り組みのなかで、中心的な役割を担っていただく方を今回募集します。</p> <p>●協力隊・新規導入枠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八幡浜版 DMO の組織運営 ・八幡浜ならではの自然や歴史・文化・食・生業等観光資源の発掘・磨き上げ ・体験・交流型観光の基盤整備 ・産業観光の基盤整備 ・インバウンドの受入環境整備 ・サイクリング観光の受入環境整備 ・着地型旅行商品の造成・販売・運営 ・関係データの継続的な収集・分 	1 名

		析(旅行者に対するアンケートの実施等) ・Webサイトの管理・運用 ・都市部への営業活動 ・旅行会社の視察対応 等 (ミッション型)	
--	--	--	--

4 活動時間

- (1) 勤務日は、原則として月曜日から金曜日とします。
- (2) 勤務時間は、原則として午前8時30分～午後5時15分とします。
 ※休日等の時間外勤務は、原則代休対応とします。

5 任用形態及び期間

- (1) 八幡浜市の嘱託職員として八幡浜市長が委嘱します。
- (2) 期間は委嘱の日から1年間とします。ただし、更新により、最長3年間勤務することができます。
- (3) 平成32年4月1日以降の委嘱については、双方協議の上決定します。

6 報酬

月額180,000円 ※賞与等の支給はありません。

7 待遇・福利厚生

- (1) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認めます。
- (2) 社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。
- (3) 活動中の住居については市が無償貸与します。(光熱水費・地区会費等は個人負担)
- (4) 活動に使用する公用車やパソコンは、市が無償貸与します。
- (5) その他活動に要する経費(消耗品費、研修会参加費等)については、隊員と協議のうえ、予算の範囲内で市が負担します。
- (6) 赴任旅費等手当(上限100,000円)を支給します。
- (7) 年次有給休暇(年12日)・夏季休暇(3日)※業務に支障がないと判断される場合のみ

8 申込受付期間

各定員に達するまで、随時受付を行います。

なお、第1次締切日分から書類選考・面接を行います。定員に達した場合は採用枠がない場合があります。(市ホームページ等で公表します。)

ただし、採用が決定次第申込受付を終了します。(市ホームページ等で報告します。)

※郵送で受け付けます。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

9 選考方法

(1) 第1次選考(書類選考)

書類選考の上、結果を文書にて応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考(個人面接)

第1次選考合格者を対象に、随時八幡浜市役所にて第2次選考を行います。日程等詳細については、第1次選考結果通知の際にお知らせします。

※第2次選考試験に要する交通費等の経費は、市が上限50,000円まで市が負担します。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考の結果報告は、文書にて全員に通知します。

10 その他

八幡浜市は市中心部では車がなくても生活できますが、周辺地域では、勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

- 住居は市が手配しますが、家具・家電は原則ご自身でご用意ください。
- 前もって、八幡浜市及び地域の見学等を希望される方は、お気軽にご相談下さい。(下記までご連絡ください。)

11 応募手続き・お問い合わせ先

(1) 提出書類

① 応募用紙(市ホームページよりダウンロードしてください。)

② 履歴書(市販のもので可。写真添付)

※簡単な応募動機や、特技などを記載すること(別紙可)

③ レポート(市ホームページよりダウンロードしてください。パソコンでの作成可)

テーマ「八幡浜市で地域おこし協力隊員として、できること、やりたいこと」について、1,000

文字程度で作成してください。

八幡浜市公式HP <http://www.city.yawatahama.ehime.jp/>

(2) 応募書類提出先

〒796-8501

愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市役所 企画財政部 政策推進課 地域づくり支援係

「地域おこし協力隊応募書類在中」と記載をお願いします。

(3) お問い合わせ先

政策推進課 地域づくり支援係 担当：河野（こうの）・大西

電話 0894-21-0413 F A X 0894-21-0409

- 応募手続きについてのお問い合わせは河野まで

E-mail kouno-yuuki@city.yawatahama.ehime.jp

- 活動内容についてのお問い合わせや、現地視察については大西（協力隊OG）まで

E-mail teiju-shien@city.yawatahama.ehime.jp